

知らなきゃ恥かく
判例の常識 (53)

★判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

「DEEP CLEANSING OIL」は周知商標?

【平成25年(行ケ)第10011号 審決取消請求事件】

[本件商標]

DEEP CLEANSING OIL
순행 클렌징 오일

[引用商標1]

DEEP
CLEANSING
OIL

[引用商標2]

DEEP CLEANSING OIL

ディーブクレンジングオイル

【背景】

原告は、指定商品：第3類「クレンジングオイル」の商標出願2件[2011-73181号(引用商標1)及び商願2011-73180号(引用商標2)]について、法3条2項を主張し、拒絶査定不服審判中である。

【本件についての裁判所判断】

原告への拒絶査定理由と同様、本件商標も審決では『その構成中の「DEEP CLEANSING OIL」の文字部分は、商品「クレンジングオイル」の取引者・需要者間において、商品の品質を表すものであって、自他商品の識別力を有しないというべきもの』とし、本件商標中の英字部分の識別力は否定している。

しかしながら、本件商標は二段表記であり、『その構成中のハングル文字部分』があることが問題となる。他国の言語でも同様であるが、その商品を表すものとして多用されていないならば、外国語表記については、『我が国においていまだ一般にはその読みや意味を知られていないものであるから、その構成全体として、特定の称呼及び観念を生じない。』と判示されることが一般的である。

本事案は、原告の抱える上記【背景】との関係から、本件商標の識別力ではなく、引用商標との関係における4条1項10号及び15号を無効理由としているが、本件商標と引用各商標とは、外観、称呼及び観念のいずれの点からしても相紛れるおそれはないとし、引用各商標の3条2項の獲得も否定している。

引用商標の識別力については、原告外の少なくとも11社の化粧品メーカーが13以上のブランドで、「クレンジングオイル」について、「ディーブクレンジングオイル」を製品名又は製品名の一部に含む形で商品を販売・宣伝広告しており、4条1項10号の周知商標に該当しないと評されている。また、同項15号についても、本件商標の使用が原告の業務に係る商品であると誤信され、あるいは、原告との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれはないと判示された。本件商標の英字部分の識別力は否定されているため、権利行使の場面はすこぶる限定されるが、外国語表記を含む商標出願については悩ましい問題が回っている。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子



種苗法に基づく差止等請求事件

【H27.6.24 知財高裁 平成27年(ネ)10002号 育成者権侵害差止等請求控訴事件(原審 H26.11.28 東京地裁 平成21(ワ)47799等 育成者権侵害差止等請求事件)】

本件は、種苗法に基づく品種登録出願を行って発生した育成者権に基づいて、侵害行為の差止、損害賠償、謝罪広告などを求めた事案の控訴審判決である。

判決では、育成者権侵害の存否に関する判断基準について、まず法の品種登録制度により保護の対象とされる品種に関し、『「品種」とは、特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいい(法2条2項)、これは、現実に存在する植物体の集合そのもの』と述べ、

育成者権の及ぶ範囲に関し、『「品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種」を「業として利用する権利を専有する」と定める(法20条1項)』と述べ、

品種登録制度の特殊性に関し、『品種登録の際に、品種登録簿の特性記録部(特性表)に記載される品種の特性(法18条2項4号)は、登録品種の特徴を数値化して表すものと理解することができるが、品種登録制度が植物を対象とするものであることから、特性の評価方法等の研究が進展したとしても、栽培条件等により影響を受ける不安定な部分が残ることなどからすると、栽培された品種について外観等の特徴を数値化することには限界が残らざるを得ないもの』と述べて、

これらを踏まえて判断基準に関し、『品種登録制度の保護対象が「品種」という植物体の集団であること、この植物の特性を数値化して評価することの方法的限界等を考慮するならば、品種登録簿の特性表に記載された品種の特性は、審査において確認された登録品種の主要な特徴を相当程度表すもの』と述べて、

その上で、『被控訴人らが本件登録品種又はこれと特性により明確に区別されないためこの種苗の生産等を行い、あるいは、その収穫物を販売したと認めるに足りる証拠はない』として控訴を棄却した。

種苗法については、手持ちの法文集にも条文が掲載されており意識はしていたものの、実際の判決を読んだのは個人的には初めてである。種苗法には、育成者権の権利範囲の解釈について特許法70条のような規定は設けられておらず、知財高裁において判断基準が明示されたことは意義深い。

なお、創英では種苗法に基づく品種登録出願も取り扱っております。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹

